

平成28年度保稅事務研修
配布資料

参考資料 3 処分規定について

資料3. 処分規定について

処分の種類

指定保税地域

保税蔵置場

保税工場

搬入停止
処分



搬入停止
処分



搬入・保税
作業停止
処分



許可取消



許可取消



《ひとこと解説》

非違による保税地域の処分は、搬入停止(保税工場にあっては保税作業停止)処分と許可取り消しの2種類です。

なお、指定保税地域については、許可取り消しはありません。

資料3. 処分規定について

処分の事由

関税法第48条第1項

指定保税地域

保税蔵置場・保税工場

第1号

「**貨物管理者**」「**被許可者**」が

(その代理人、支配人その他の従業者を含む)

代理人・支配人…総合責任者
その他従業者…上記以外の
保税業務従事者

保税業務について**関税法の規定に違反したとき**

保税蔵置場・保税工場

第2号

「**被許可者**」について

欠格条項

関税法第43条第2号～第10号のいずれかに
該当することとなったとき

《ひとこと解説》

保税地域における処分の対象となる事由は、関税法第48条第1項第1号、第2号に定められています。

第1号では、指定保税地域における貨物管理者、保税蔵置場や保税工場の被許可者が保税業務について関税法の規定に違反したときが処分の対象となります。また、貨物管理者や被許可者は基本的に法人を指しますが、その代理人、支配人その他主要従業者が違反した場合でも処分の対象となります。

なお、代理人、支配人とは一般的に総合責任者を、その他従業者はそれ以外の保税業務に従事する者を言います。

第2号では、保税蔵置場や保税工場の被許可者が、関税法第43条第2号から第10号のいずれかに該当したときに処分の対象となります。

この関税法第43条は「許可の要件」で、「欠格条項」と呼ばれているものです。

資料3. 処分規定について

処分の事由

欠格条項（関税法第43条）

- 第2号・・・関税法違反により通告処分以上の処分を受けた。
- 第3号・・・関税法以外の法令違反により、禁錮以上の刑に処せられた。
- 第4号・・・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は傷害罪等の刑法上の罪を犯して、罰金以上の刑に処せられた。
- 第5号・・・暴力団員等である。
- 第6号・・・役員、代理人、支配人その他主要な従業者が①～④のいずれかに該当する。
- 第7号・・・暴力団員等によりその事業活動を支配されている。
- 第8号・・・資力が薄弱である等保税業務を遂行するのに十分な能力がない。
- 第9号・・・場所又は設備が不適當である。
- 第10号・・・保税蔵置場としての利用見込み又は価値が少ないと認められる。

《ひとこと解説》

欠格条項は、ここに掲げられた事由です。なお、関税法第43条各号は、「申請者が～」で始まっていますが、処分のときは、「被許可者が～」と読み替えます。

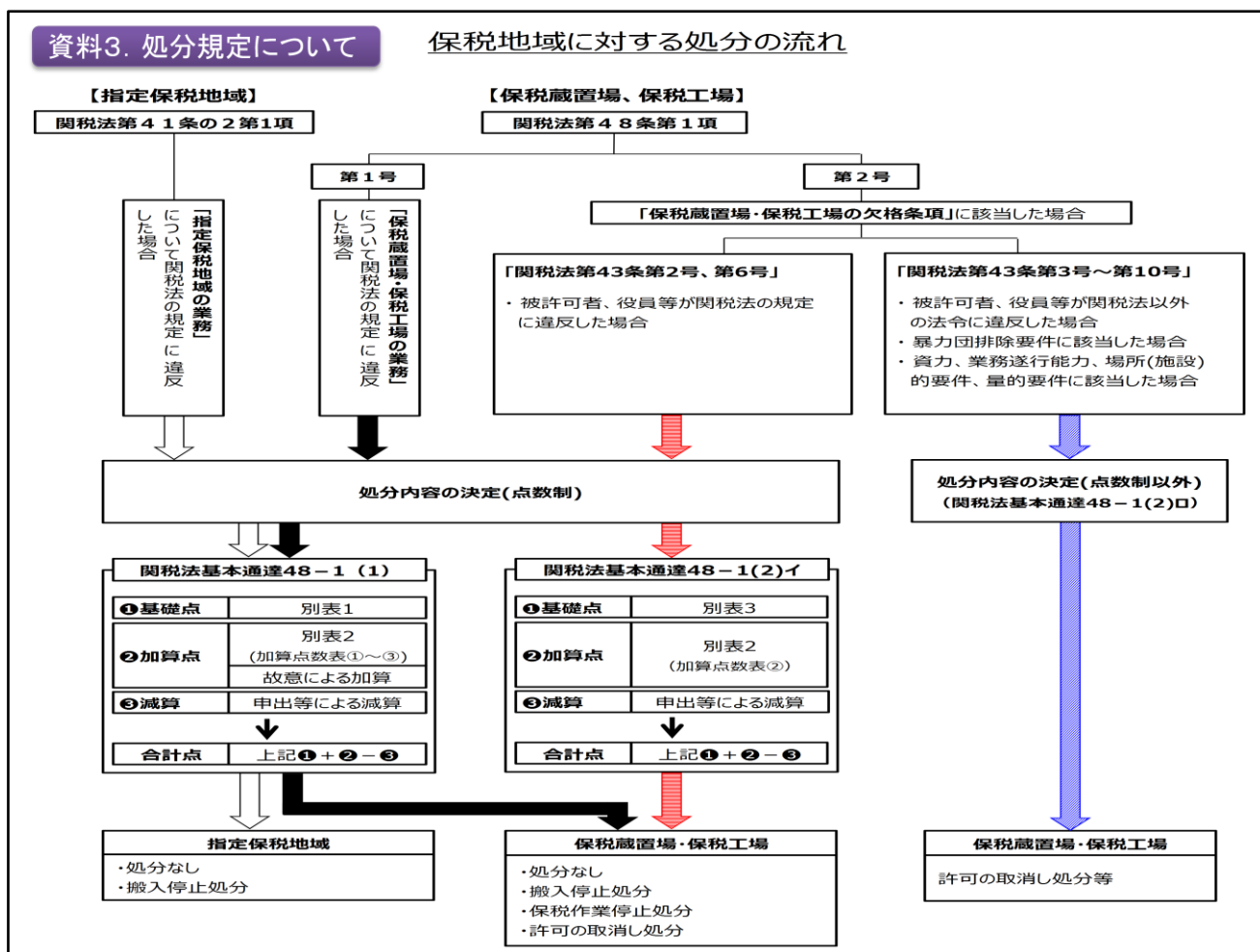
第2号～第4号は、被許可者（法人であれば代表者）が法令違反し、刑に処せられた場合です。なお、関税法違反にある「通告」とは罰金のことです。また、第6号で、その法人の役員、代理人・支配人（一般的に総合責任者）、その他主要従業者（CPIにおける各責任者）が刑に処せられた場合も同様に欠格条項に該当します。

第5号、第7号は、暴力団に関わっている場合です。

第8号は、貨物の亡失等における関税負担や許可手数料納付等の経済的負担に耐えうる資力を有していない、また、保税業務を遂行する上で十分な知識、能力等を有していない場合です。

第9号は、保税地域内における貨物の亡失等を防止し、適切な貨物管理ができる措置を講じていなかったり、貨物保全体制が確保できていないといった場合です。

第10号は、外国貨物の搬出入実績がない場合です。



《ひとこと解説》

保税地域に対する処分までの流れをフローにしたものです。

まず、非違の事実(保税業務での違反なのか、欠格条項に該当するのか)に基づき、処分内容を決定します。

点数による処分となった場合は、関税法基本通達48-1の規定により、

- ①別表1又は別表3の基礎点数
- ②別表2の加算点数
- ③故意に行われた非違と認められた場合の加算
- ④自発的申し出や再発防止策を講じたことによる減算

を計算した合計点数で、「処分なし」から「許可取り消し」までの処分が決定されます。

欠格条項に該当する場合は、原則許可取り消しとなりますが、関税法第43条第2号と第6号(第2号にかかるもの)に該当する場合は、点数による処分となります。

それぞれの点数については、次ページ以降をご参照ください。

資料3. 処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表1)

非違の態様 (注1)	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 保税地域外蔵置、無許可見本持出、未承認運送、搬入停止処分中の搬入etc.	3
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 無届廃棄、記帳漏れ、虚偽の記帳、無届工事、亡失についての無届etc.	2 (注2)

(注1) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算。

(注2) 非違件数が10件を超える場合、その超える件数10件まで毎に当該点数を加算することになるが、合計点数は60点を限度とする。

《ひとこと解説》

基礎点数は、非違の態様により3点と2点に分かれています。

①3点となるのは、禁止されている行為と許可、承認を受けないで当該行為を行った場合です。

禁止されている主な行為としては、

・保税地域内での積卸、運搬、蔵置、内容点検、改装、仕分け、加工製造等以外の行為や、搬入停止期間中の外国貨物搬入など。

許可、承認を要する行為としては、

・他所蔵置、見本一時持ち出し、見本展示、保税工場外作業の許可、蔵入(移入)、保税運送承認など。

②2点となるのは、税関への届出、報告、自主記帳を要する行為を怠った場合です。

主な行為としては、

・廃棄、工事、増減坪、亡失、休廃業、保税作業終了等の届出。
・記帳漏れ、誤記帳など。

非違件数の単位は、輸入であればB/L等、輸出であればS/OやS/I等で、10件を超えるごとに当該点数が加算されます。

複数の非違が行われた場合は、違反した規定毎の非違件数に応じた点数となりますが、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあつたものとして算出します。

資料3. 処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表① 関与者による加算】

関与者	加算点数
被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

※代理人又は支配人…総合責任者

※主要な従業者…貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者等

【加算点数表② 過去の搬入停止処分歴による加算】

期間	加算点数
A 搬入停止期間中	基礎点数×2+10
B 処分通知日から1年以内が経過(Aを除く)	基礎点数×1.5+10
C 処分通知日から1～2年が経過	基礎点数+10
D 処分通知日から2～3年が経過	基礎点数×0.5+10

《ひとこと解説》

加算点数が適用されるのは、

- 非違に関与した者による加算
- 過去の搬入停止処分歴による加算
- 過去に搬入停止処分に至らなかった非違歴による加算
- 非違が故意に行われた場合の加算

があります。

関与者による加算(加算点数表①)は、当該非違に被許可者(法人の場合、代表者を含む役員)が関与していれば30点、代理人・支配人(総合責任者)、その他主要な従業者(貨物管理責任者等)が関与していれば10点が加算されます。

過去の搬入停止処分歴による加算(加算点数表②)は、その処分の通知日以降、今回の非違が行われた時までの期間により加算点数を算出します。

資料3. 処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

加算点数(関税法基本通達48-1 別表2)

【加算点数表③ 過去に搬入停止処分に至らない非違があった場合の加算】

期間	加算点数
非違が最後に行われた日から1年以内	10
非違が最後に行われた日から2年以内	7
非違が最後に行われた日から3年以内	5

加算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ハ))

【非違が故意に行われた場合の加算】

- ◆ 非違が関税ほ脱若しくは無許可輸入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合…**20点**
- ◆ 上記以外の理由で非違が故意に行われたと認められる場合…**10点**

《ひとこと解説》

過去に搬入停止処分に至らなかった非違歴による加算(加算点数表③)は、処分を行わなかった非違が最後に行われた日から、今回の非違が行われた時までの期間により加算点数を算出します。

非違が故意に行われたと認められる場合(基本通達48-1(1)ハ(ハ))は、10点が加算されますが、当該非違が関税等のほ脱もしくは無許可輸出入を目的として行われた場合や、当該非違の事実を隠ぺいするために行われた場合は20点の加算となります。

資料3. 処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号)

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ニ))

【自発的に非違があった旨の申し出があった場合の減算】

(基礎点数+加算点)の1/2に相当する点数を減算。

ただし…

- ◆ 税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合
 - ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でないと認められる場合を除く

減算点数(関税法基本通達48-1(1)ハ(ホ))

【直ちに再発防止のための方策を講じた場合】

10点を限度として減算。

ただし…

- ◆ 過去にも同様の非違が行われた場合
- 等、減算することが適当でないと認められる場合を除く

社内管理体制の改善等

《ひとこと解説》

基礎点数と加算点数を算出した後、減算することができるのは、

○自発的に非違があった旨の申し出があった場合。

○社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止策を講じた場合。

です。

自発的に非違があった旨を税関に申し出た場合、

基礎点数と加算点数の合計から1/2に相当する点数を減算します。

ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後の申し出や、過去に同様の非違が行われた場合等、減算することが適当でないと認められる場合は減算されません。

社内管理体制の改善等、直ちに再発防止策を講じた場合、

基礎点数と加算点数の合計から1/2に相当する点数を減算した後の合計点数から10点を限度に減算します。

ただし、過去に同様の非違が行われた場合等、減算することが適当でないと認められる場合は減算されません。

ここまでの基礎点数+加算点数-減算点数の合計点数で、処分を決定します。

資料3. 処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第2号)

基礎点数(関税法基本通達48-1 別表3)

罰 条	点 数	
	法第43条第2号	法第43条第6号に係る同条第2号
法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項	120	70
法第110条、法第111条第1項から第3項、法第112条第1項	110	60
法第109条の2第5項	90	50
法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条	64	40
法第112条の2、法第113条の2	36	28
法第114条、法第114条の2	16	8
法第115条、法第115条の2、法第115条の3	12	
法第116条、法第117条	処罰の根拠となった罰条の点数	

➡ 上表に加え、前3ページの加算・減算がされる

《ひとこと解説》

欠格条項に該当する非違のうち、関税法第43条第2号(被許可者が関税法違反し通告以上の処分を受けた)、第6号(役員並びに主要な従業者が関税法違反し通告以上の処分を受けた)の場合、関税法に規定される罰条に応じた基礎点数が決定されます。

保税業務における非違と同様、基礎点数に加算点数、減算点数が適用され、算出した合計点数により、処分が決定されます。

資料3. 処分規定について

点数制による処分(関税法第48条第1項第1号・第2号)

合計点数が...

- 10点以下 ⇒ 原則、処分なし
- 11点～99点 ⇒ 搬入停止処分(注1)
(60点以上 ⇒ 場合により(注2) 許可取消し)
- 100点以上 ⇒ 原則、許可取消し

(注1)10点を超える点数1点につき1日として算出した日数に相当する期間

(注2)今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断した場合

《ひとこと解説》

基礎点数＋加算点数－減算点数の合計点数により、処分内容が決定されます。

合計点数が10点以下の場合は、原則「処分なし」です。

合計点数が11点以上99点以下の場合は、10点を超える点数1点につき1日として算出した日数に相当する期間「搬入停止(保税工場にあっては保税作業停止)」となります。対象となる貨物は、外国貨物と輸出しようとする貨物です。なお、合計点数が60点以上となる場合で、貨物管理体制の改善等が見込まれないと判断したときは、許可取り消しとなることがあります。

(例)合計点数が15点の場合...

10点を超える点数が5点なので、5日間の搬入停止
合計点数が100点以上となるときは、原則許可取り消しとなります。